



## 博多萬行寺所蔵「寺要録」翻刻（二）

著者	八嶋 義之
雑誌名	人間文化研究所年報
巻	31
ページ	133-164
発行年	2021-03-31
URL	<a href="http://id.nii.ac.jp/1219/00001050/">http://id.nii.ac.jp/1219/00001050/</a>

## 博多萬行寺所蔵「寺要録」翻刻（二）

八 嶋 義 之

### はじめに

本資料は福岡藩における浄土真宗西派の触頭を務めた博多萬行寺に伝来した資料である。今回は「寺要録 第貳式」の翻刻を掲載する。「寺要録」は香典などの反古紙を使用して、縦帳形式で調製された草稿である。全九九丁。法量は二四・九×一七・七。作成年代は嘉永六年（一八五三）三月、作成者は萬行寺第十八世住職の龍城である。作成者および、「寺要録」の概要については、拙稿「博多萬行寺所蔵「寺要録」翻刻」で詳述しているので、そちらをご参照いただきたい。

### 一、町の宗旨改関係史料

福岡藩における町の宗旨改がどのように行われていたかをうかがうことができる史料は多くない。博多における宗旨改の方法は、博多の最後の年行司である山崎藤四郎が記した『石城遺聞』の記載から、簡単ではあるが知ることができる。以下に挙げて見ていきたいと思う（適宜読点を補った）。

### 宗旨改之事

切支丹宗門改は春秋両度有之、一町毎に宗旨改帳及び誓紙起請文を調製し、例年三月中旬寄より其町内人別十一歳以上の誓紙血判を見届け、大判（例年五月判形見届として宗旨奉行出方す、之を大判と云ふ、場所は毎年萬行寺に設く）の節一町内の宗旨改帳及び誓紙起請文を持出し、宗旨奉行の面前にて自身血判捺印す、當日格式は自家の宗旨改帳及び其家族の誓紙血判を持出し、奉行面前にて町々年寄に先立ち血判捺印す：（以下省略）

博多では、毎年春秋の二度宗旨改が行われ、一町ごとに宗旨改帳と誓紙が作成され、三月中に年寄が町内の十一歳以上のものの誓紙への血判を見届けることになっていた。宗旨奉行による判形の見届けは「大判」と呼ばれ、見届けの場所は萬行寺に設定された。大判では、一町内の宗旨改帳と誓紙を用意して、宗旨奉行の面前で年寄が血判・捺印を行う。「格式」を有する町人は、町の宗旨改帳とは別に、自身の家の宗旨改帳と誓紙を作成し、町々よりも前に血判捺印を行ったことがわかる。格式町人が町並判形から除かれるのは、宝暦四年（一七五四）からであるため、『石城遺聞』の記載は、少なくとも宝暦四年以降の

宗旨改の方法を記したものといえる。

その他、具体的な方法を示す史料としては、元禄十二年（一六九九）二月に出された全二十四カ条から成る「福岡・博多ニ毎年申渡條目」<sup>⑥</sup>が挙げられる。概略を述べると、宗旨改の実施時期、宗旨改帳・誓紙の作成手順、改宗の手続き、内証判の者の処理、奉公人や山伏・社人、神職の宗旨改、入人・帰参人や未進判者の処理、人払帳の作成、結縁の手続きなどが記されており、毎年行われる宗旨改を不備のない形で完遂するための重要な規定が列記されている。また、表題に「福岡・博多」とあることから、福岡と博多における宗旨改において、その実施には違いがなかったこともわかる。

この条目は、毎年津中の年寄への読み聞かせを行っていたが、それだけでは覚えられず、効果が薄かったために、延享四年（一七四七）以降は一町別に写しが作成されている。<sup>⑦</sup>

他に宗旨改の方法をまとめて記した史料は管見の限り見当たらず、『博多津要録』、『磯野五兵衛覚書』、『加瀬家記録』などの記録類で、断片的な記述が確認できるだけである。<sup>⑧</sup>

## 二、「寺要録 第貳」の記載内容

「寺要録 第貳」は、表紙に「春秋大判一件」とあるように、全編にわたって博多における宗旨改に関する事項が記載されている。一丁から四丁にかけて「大判一件之事」として、目次が「一」から「五十」まで記載される。ただし、この目次と本文の記載の順番は一致しない。「此分格ハ格、席ハ席、年行司ハ年行司、酒飯ハ酒飯ト分ルよし」との記載があり、各項目も「座列」「相伴之事」「寄進」などの内容がま

とまらずに散在しており、順番に関しても目次の番号の上に、更に「一」から「六」と記される項目があるように、将来的な整理を視野にいれながらも、未整理のまま留まっていることがわかる。

内容は、①誓紙への血判や宗旨改帳への奥判を行う改場のこと、②改め場での各間の使い方、具体的には宗旨奉行以下の席次、③宗旨奉行や附衆に対する饗応と相伴のこと、④宗旨改の実施に伴う諸費用の融通や資金の援助、の四つに大別することができる。②～④の内容は、①、つまり萬行寺が改場となったことに始まる。以下、記載を基に少し改場のことについて見ていきたい。

正徳六年（一七一六）年に萬行寺において血判が行われている。萬行寺では、以降特別な理由がない限り、春秋の改場は萬行寺に決定したとの認識を示しており、弘化三年（一八四六）に博多津中から寺社奉行へ宛てた「口上之覚」でも、改場決定の時期を「正徳之頃」としている。また、年次は不明であるが三月十六日付けの書状には、萬行寺が血判所に推されたのは年行司からの頼みで、その理由は「津中之勝手ニも能御座候」であったと記されている。「十間四面」の本堂を建てたのが元禄五年（一六八八）との記述もあることから、広い本堂を備えたことが改場固定の契機となった可能性をうかがうことができる。

それ以前の状況は判然としないが、聖福寺・萬行寺と他一ヶ寺で順番に受持としたとの推測がなされている。別に「寛文三年宗門ヶ条相定り、諸宗共ニ血判致候事ニ相成候事」との記述があり、寛文三年（一六六三）に何らかの法令が發布され、血判が始まったことがうかがえる。また、寺格録を典拠とする「寛永年中合年寄・組頭計り出席致候事ニ相成候事」との記述は、いまだ明らかとなっていない寛文期以前の福岡藩における宗旨改の実施を示唆するものとして注目に値す

る。

また、従来血判と奥判は別の改場が設定されていたとあり、萬行寺において血判・奥判共に改めを実施するようになった年月は不明としている。ただし、表紙の記述から延享二年（一七四五）に奥判が妙楽寺となっており、宝暦三年（一七五三）と四年には血判・奥判共に萬行寺が改場となっているため、この記述からは血判・奥判の萬行寺への固定は、少なくとも宝暦三年以降であったといえる。

さらに、寛政十三年（一八〇一）の覚書によれば萬行寺が所有する二四七一坪の内一六三三坪は、地主銀の上納が課せられた土地であったことがわかる。特筆すべきは「旧年分津中春秋両度宗旨判行御改メ役場年々相受持来候」という理由で、「頭式文切」という形で、地主銀の上納に対する助勢が博多津中によつて決定されていることである。同年には別口で茶代の援助も決定している。これらの援助は、弘化三年の「口上之覚」に見えるように、博多津中によつて萬行寺が宗旨改の際の改場としての役割を望まれていたことによる。

このように博多における改場は順次萬行寺へ集約され、博多津中に望まれる形で固定をみた。一方福岡においては、萬行寺と同じ浄土真宗西派の触頭である徳栄寺が、萬行寺同様の金銭的な補助があれば、毎年改場の受持をしたいと申し出を文政五年（一八二二）に行ったが、出財がなかったために改場は固定せず、以降も改場の受持は固定しなかったようである。

以上みてきたように、福岡では固定をみなかった改場が、博多においては津中に望まれる形で順次萬行寺へ集約されたことは、萬行寺が博多にとつて単なる旦那寺にとどまらない特別な寺院として機能していたことを如実に示すものであろう。

## おわりに

従来、福岡藩の町方における宗旨改は、『石城遺聞』の簡単な記載や各記録類の断片的な記述でしかうかがうことができなかった。

しかし、「寺要録 第貳」では、先ほど述べた血判・奥判を行う改場の状況のほか、改めを実施する際の座列および一連の動き、宗旨奉行や附衆に対する饗応、饗応に際しての年寄や組頭、寺僧の相伴の問題などがうかがえ、これまでは明らかにしえなかった町の宗旨改の具体的で詳細な部分を追うことのできる好個の史料といえる。

ただし、「寺要録」は草稿段階のものであるため、作成者の第十八世龍城自身も別史料での確認や検討が必要との認識を示す部分が多く見られる。そのため取り扱いには慎重を期す必要がある。

いまだ紹介がなされていない「申渡条目」などと合わせて検討を行うことで、福岡城下における町方の宗旨改の実態を明らかにすることができるであろう。

今回は「寺要録」の第二巻を翻刻・紹介した。残すところは第三巻のみである。これも今後随時翻刻を行い、紹介することにした。

## 【註】

(1) 「寺要録 第貳」(萬行寺資料三八一七、萬行寺蔵)

(2) 拙稿「博多萬行寺所蔵「寺要録」翻刻」(『人間文化研究所年報』第三十号、筑紫女学園大学人間文化研究所、二〇一九年)。尚、萬行寺の由緒については、『新修 福岡市史 資料編近世3 町と寺社』(福岡市、二〇一八年)所収の「青柳勝次殿へ出す寺記草稿」(御尋二付

由緒書」を参照のこと。

(3) 山崎藤四郎編『増補再版 石城遺聞 全』(名著出版、一九七三年)。

省略部には、「博多何町中切支丹宗門重畳御改被成候に付起請文書上申候事」として秋改めの際に提出する誓紙の案文が記されている。

(4) 見届けの場所は、血判所・奥判所と分かれ、必ずしも萬行寺に限定されていないことが明らかになっている。拙稿「福岡藩における宗門改制度」(『七隈史学』第二〇号、二〇一八年)参照。

(5) 秀村選三他校註『博多津要録』第三卷(一〇八頁、西日本文化協会、一九七八年)

(6) 木本文書一八三「(宗旨御改)」所収(福岡県立図書館所蔵マイクロフィルム)。史料中には、福岡藩全体の宗旨改に関する五十八カ条から成る基本法令が記され、それとは別に郡町や寺に宛てた条目、貞享三年(一六八六)に福岡藩でどのように宗旨改を実施しているかを幕府へ報告した「宗旨御改之次第」なども含まれ、福岡藩における宗旨改を見る上で基本となる、非常に重要な史料である。しかし、未紹介であるため別稿を期して検討を加えたいと思う。

(7) 秀村選三他校註『博多津要録』第二卷(四一四頁、西日本文化協会、一九七六年)

(8) 秀村選三他校註『博多津要録』第一～三卷(西日本文化協会、一九七五～一九七八年)、秀村選三編『磯野五兵衛覚書 近世博多年代記』(近世博多年代記研究会、二〇一三年)、『加瀬家記録』(『日本都市生活史料集成三 城下町篇I』所収、学習研究社、一九七五年)

末筆となりましたが、資料の調査・研究にあたって、萬行寺の住職・副住職のご理解・ご協力を得たことに感謝の意を表します。

## 【寺要録 第一】正誤表

「寺要録 第一」の翻刻におきまして誤りや注記の抜けがございました。お詫びして訂正いたします。

十三頁上段	右から3行目	寺主銀	↓	寺主銀 <sup>(地)</sup>
十六頁下段	右から1行目	寛政四年未	↓	寛政四年未 <sup>(尾)</sup>
十六頁下段	右から5行目	其末ノ秋	↓	其末ノ秋
十八頁下段	右から9行目	次吉も掛屋敷相立候、家中江	↓	次吉も掛屋敷相立候家中江
十八頁下段	左から8行目	*	↓	答
二十三頁上段	右から3行目	喜右衛門八	↓	喜右衛門ハ
二十四頁上段	左から3行目	文政九戊	↓	文政九戊 <sup>(尾)</sup>

## 【凡例】

一、原則として常用漢字を用いたが、人名・地名については原史料で正字の使用が明らかな場合、正字を用いた。

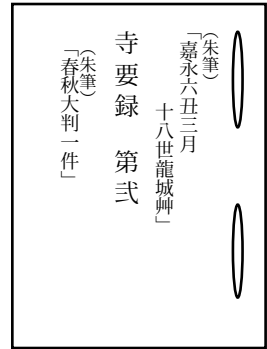
一、適宜、読点「、」、並列点「・」、校訂者の注( ) を付した。

一、繰り返し記号は、漢字は「々」、平仮名は「ゝ」、片仮名は「ヽ」、を用いた。

一、虫損や破損による欠損は字数が判別できるものは□、できないものは□□□□で示した。

一、塗抹や重書などにより判読ができない文字は■で示した。なお史料の性格上、塗抹が多く存在するため、適宜見せ消し「々」を付したり、多量な場合は「」で括り、(以下塗抹)などの傍注を付した。

【翻刻】「寺要録 第三」



〔表紙上書〕  
改所宜触状二有之

一 享保廿一年三月廿五日、博多妙楽寺、福岡長圓寺

竹中久左衛門・櫛橋佐大夫出座

一同年八月廿七日、秋改―万行寺

一元文式年三月廿七日、博多奥判承天寺、福岡八廿九日二香正寺

一同年秋改触状二不見

一 延享寛保三年亥三月六四日、博多改<sup>血</sup>万行寺

六日福岡―<sup>血判徳栄寺</sup>奥判香正寺―藤井源右衛門・佐藤三右衛門出役

一同年八月廿六日、秋改―万行寺

一 延享五年辰四月十八日、奥判―万行寺

一同年同月十五日、―極楽寺

一同年八月廿九日、秋改万行寺 <sup>野口三兵衛</sup>  
<sup>松下彦右衛門</sup>

一 延享六年三月廿七日、奥判―明光寺

廿九日、<sup>福一長</sup>血判―徳

廿七日、明光寺 <sup>村上方右衛門</sup>

× 血判―万行寺

一同年八月廿九日、秋改―万行寺―四宮甚大夫

但、江戸到来ニ付延引ニ相成事

一同年十月二日ニ秋判、両市中浄念寺・万行寺ニテ<sup>(ママ)</sup>両市中一同ニ改

× 福岡先ニ相改被申也―四宮甚大夫

一 延享式丑年四月五日、奥判妙楽寺、六日、極楽寺―細江半右衛門

×

延享二七月朔日触候、松下彦右衛門計り、細江八隠居也、同年七

月廿七日乃野口八右衛門奉行トナル、野口三郎兵衛殿

一 宝曆三酉二月二日、奥判・血判共―万行寺

三日―奥判 長―血判 勝―

一同四年―三月―万行寺―福岡香正寺 <sup>後</sup> 田中源右衛門

<sup>前</sup> 八田仁左衛門

宝曆七三月六日寺不<sup>レ</sup>分

○ 判鑑状ハ元文三年午年ニも見ル、正月十二日

○ 嘉永三年之頃<sup>スケ</sup>乃助役無之、老町二町役兩人被仰付候ニ付、町役出方

相増候事

宗旨奉行ノコト  
○ 正徳六年申四月九日御触状ニ、岩永孫左衛門跡役宗旨奉行吉田兵右

衛門へ一昨七日被仰付段、竹田安右衛門乃触示有之、其已前乃宗旨

奉行ハ有之居候哉

〔朱筆〕  
○ ○

一 弘化三、四之頃、余寺ニテ判場相立候節も、年行司<sup>(朱筆)</sup>伊豆氏・瀬戸

氏ハ「万行寺江改を致度存念ニ付、地主銀ハやはり当寺へ」(朱筆)年行司  
ハ「被相納」(朱筆)「具候」、承り分ハ当寺へ来候事

此分格ハ格席ハ廣年行司ハ年行司、酒飯ハ酒飯卜分ルよし  
大判一件之事

- 一 大判始
  - 古来奥判・印判兩改所相立事
  - 御議定書之事
  - 秋改書物之事
  - 城代頭へ行事
  - 古記并惣代弥平手紙
- 二 古来改所
- 三 万行相極事
- 四 万行差支余寺相勤事 (朱筆)「三業ノトキ」
- 五 先年ハ人別御改事
  - 願書之事
  - 宗旨奉行依前
  - 寺社触之事
- 六 改所復古事
  - 不審事、妙行室形やね之
  - 但し、古来触吟味之事
- 七 奉行時々変法事
- 八 座列変法事
  - 諸宗往古座列次第
  - 近年真宗座列之次第
- 九 町人・格式町人座列次第
  - 座列次第
- 十 町役并寺中・柳町座敷次第
- 三十一 一朝軒座列先規
- 三十二 奉行饗応始
  - 中古ハ奉行江万行法眷相伴上ノ間、
  - 近來ハ奉行承改同席ノコト
- 十三 迎古一座饗応始
  - 先年ハ門徒間々、附り相伴ノコト、次ノ間ニテ
- 一十四 奉行休座変法ノ始
- 一十五 津中家別一錢切始
- 一十六 同人別式文切之始
- 一十七 年貢上納年行司へ頼入候一件

十八 薄べり寄進一件 文政九年戌比事也  
十九 年行司ハ奉行挨拶始

- 二十 同役来不来一件
- 二十一 掃除代近來兩度ニテ八十目来一件 受取書法事
- 廿二 古来・近代料理向一件 始之事
- 廿三 手附引残り一件
- 廿四 法眷入来中絶一件
- 廿五 二講中相伴一件
- 廿七 二印判・花押一件
- 廿八 二毛氈一件
- 廿九 二奉行着并婦見送一件 先年式 嘉永之式
- 三十二年行司酒出一件 伴僧玄関迄 茶漬ノ始
- 三十一 二格式町人出銅一件 古来ト 磯野元ト
- 三十二年行司附江酒出又一件 酒出之事 ヤメタル事
- 三十三 二万行・法眷一同奉行相伴之事
- 三十四 二万行・法眷付役方上席相伴事
- 三十五 二法眷引入後八万行も相伴不致事
- 三十六 二播龍窟江格式町人寄進之事
- 三十七 二山伏・座頭座席事
- 三十八 二諸宗列座次第事
- 三十九 二当寺同日印形、庫裏ニテ町並宗旨改帳印形之事
- 四十二 奉行家来酒食事
- 四十一 二奉行門前ニテ用所出来之節ハ本堂東余間ニ被參候事

座敷残りさわぎ二付

四十二二血判・奥判当寺にて一切受持事 〔朱筆〕  
「見こし願書□□」

四十三二奉行座敷にて座方一件

四十四二年々口上にて饗応案内手付衆迄申入事

四十五二そり椽方本堂へ出テ、夫方位はい所江廻り座敷引取之事

四十六 已前は大判判年行司方当寺へ参居候由之之事 〔マヤ〕

五 四十七二寺内人馬人数目録差出有無之事

六 四十八二手附控所両三年方横堂之事

四十九二黒豆奉行へ出又事

五十二 本堂にて薄縁忝枚奉行通路之処江敷置之事

○帰之節玄関江薄縁忝枚敷事

○菓子ノコト

○給仕人男ヲ止ル事

○饗応変法事

(半丁空白)

大判一件 〔朱筆〕  
「嘉永六丑年三月  
十八代龍城作」

第一 春秋両度大判之始り之事

右八未考、記録二不相見候、享保元禄十年二月廿日、宗旨奉行平田

清右衛門方郡々触口庄屋中江当り候宗旨方式十三ヶ条被申達書之中

二左之通之第一条二曰

一 宗旨御改從前々之通三月初頃方出郡二候条、帳・誓紙二念を入、

二月廿九日切二調へ置可申等と候へハ、右元禄十年已前方巡郡有

之と相聞へ候事

私二曰、此事奉行・宗旨改之始り、古キ御触状を吟味スレハ

相分り可申事

第二 古来改所之事

古来改所聖福寺并忝ヶ寺寺号不分、当寺と申事、右三ヶ寺にて多

分受持居候哉二相見候事

此事先年何歟にて見当り候へ共只今其書付紛れ候

但し、御触状 ■ 二て調子候へハ直々正・不正相分候事

近年宗旨方寺社方古来受持寺之古例を晰テ触状二寺号有之事

一 当寺血判受持方致呉候様書状之事

此状本堂位牌所之張り付る十八世龍城見出置、但し掛合之面々

之名元不相見残念二候事、多分ハ聖福・承天当り方之書通歟、

文中二三ヶ寺と候得は、往古之巡番寺御触状方考へ見可申事

此分正徳六申前後之事二可有之歟 〔朱筆〕 之前年二も候哉、日付壬二

月廿八日二ハ無之、三月十六日と候へハ 弥兵衛と申ス年行司

之惣代ハいつ頃之人二候哉、年行司二有之

候、津要録と申書近来認相成候間考合せ頼入可然事

但し、享保十九年日記覚帳二曰、享保十八丑年分之地主銀今日

惣代弥平江相渡申候と有之、是ハ享保十九年七月廿一日之事也、

左候へハ享保十八、九年方当寺江受持切之儀、三ヶ寺方申来候



と相見候事」

写

其後ハ御疎逢ニ罷過候、弥御堅勝御勤被成珍重ニ存申候、然ハ

此間從年行司中〔此字本文不分リ〕為使惣代弥兵衛三ヶ寺へ參申候、血判所之儀年

行司中御頼、津中之勝手ニも能御座候得ハ、貴寺一ヶ寺へ相窮

申度申来候、御尤之儀存申候、御苦勞之御事ニ候得共、被任其

意可〔此字消ユル〕御事と存候、是等之趣三ヶ寺へ申進候様ニ申来候間如此

二御座候、万事期貴面候、不具

三月十六日

第三 奥判・血判両所改場別々ニ相立候事

〔朱筆〕  
「第四ニ当寺〔朱筆〕余寺〔朱筆〕受持方相頼候、書面左之通」

第五 万行寺ニ受持候始り并壹錢切之事

一 正徳六申年閏二月廿八日、博多津中血判於当寺相勤候、其節年行

司藤五郎・同市左衛門〔左〕申来候、寺社奉行船曳与左衛門・竹田安

右衛門兩人当寺江出座、以来毎年春秋於当寺御改、依之掃除代と

して家別て鳥目壹銅宛り寺納有来候

〔朱筆〕  
「右藤五郎ハ樋口藤五郎、市左衛門ハ神屋市右衛門と申候半旨、天

保十四年卯二月十九日土居町釜屋半平嚙」

第六 往古人別判形事

一 往古ハ人別於当山判形有之、但し此事右正徳六申年已後ニ候哉、

仍てハ寺格録曰、

往古ハ人別於当山皆当山へする事なりき、文 故ニ只今之本堂元  
禄五壬子歳十間四面建立ニ付、往古と申も夫〔左〕已後之事ニ相当り

候事

第六〔七〕 人別血判相止候事〔ヤミ〕

一 寺格録曰、延享之頃吉田式部〔但、六郎大夫殿之時分敷〕之時、人別出席有之〔ヤミ〕

文相止〔ヤミ〕候事

又一書ニ曰

吉田式部之時人別家別亭主罷出血判〔ヤミ〕文

右之通〔ヤミ〕二候へハ人別血判と相聞候事

第八 年寄・組頭出席〔黒〕始り事

一 寛永年中〔左〕年寄・組頭計り出席致候事ニ相成候事

右寺格録ニ出ツ

第九 諸宗旦那血判之始り

一 寛文三年宗門ヶ条相定り、諸宗共ニ血判致候事ニ相成候事、尤其

節〔左〕御改嚴重ニ相成候事

右寺格

第十 万行差支余寺相勤事

一 当山十六世正栄代、安心惑乱三業一件ニ付罪人当寺江御預ヶ之節、

廊下〔左〕之内ニ牢囲を相立調候節、壹ヶ年当寺ニて右右壹ヶ年判形

無之、則奥判称名寺、血判妙行寺ニ相成、其後ハ如古来当寺ニて

■御改有之候事

右寺格録、又一説ニハ無此儀と申候云云

右ハ御触状吟味候へハ直ニ相分〔左〕り之事

按ルニ、文化年中ノ事ニ候間、記録吟味可申事候へハ年号相分〔左〕り

可申事〔左〕

一右八按二、文化元寅二年丑正月廿一日、五人之僧国方ノ触頭三ヶ

寺へ御預二相成、其節右五僧当寺江牢屋出来、其節之事二候

五人之僧と申ハ

嘉麻熊畑長教寺

南江(郷)

同人弟

済成

秋月領本合村仙林寺

等視(觀)

上座郡小石原村浄満寺

大響

早良郡石釜村光明寺

智鳳

ノ

一改所違例之事

弘化三年九月八日、寺社奉行衆ノ御触書如左、寺社奉行衆ノ触  
毎年春秋博多宗旨御改所之儀復ニ古格一、当秋改ノ星順ヲ以各請持  
可被申談候条、其心得可有之候、尤丸印付之分は秋改計り請持二  
相成筈二付、此段も御承知可有之候事

九月八日

辛嶋喜大夫

東郷三九郎

○ 明光寺 妙楽寺 法性寺 善導寺

○ 称名寺 万行寺 妙行寺

右之通丸印付妙楽・法性・称名三ヶ寺ハ、秋改計り受持之事

一其後同年午秋御改ハ称名寺歟 御触状御改之日限等二も不、翌末春改ハ  
相見、追て承り合可申事

五月二日ニ善導寺ニて有之候

○当寺ノ御改場古来之通被仰付之儀度願出事如左、十八世龍城之代  
但、弘化三年午ノ九月十五日ニ願出候事

奉伺口上覚

一宗旨御改之儀ニて此節御触達被 仰付奉畏候、然二拙寺儀は、去  
ル正徳六年申閏二月廿八日、右御改所受持候節、寺社御奉行船曳  
与左衛門殿・竹田安右衛門殿拙寺へ御出役二相成、其節兩御奉行  
ノ津中之勝手ニも宜敷候間、已来於拙寺右御改所受持方可仕旨被  
仰聞、依之毎年不相替拙寺へ右受持被 仰付候儀ニ御座候、尤拙  
寺無抛差支筋有之節ハ於他寺相談候儀も有之候へ共、其外ハ於拙  
寺受持方被仰付候、右之通古来ノ拙寺ノ寺二被仰付置候儀ニて、  
正徳六年ノ当年迄凡ソ百三十壹ヶ年二相成、最早拙僧ノ八代已前  
ニ蒙仰候儀ニ御座候、此節御触之趣毛頭奉違背ニハ無御座候へ  
共、右之通被仰付其儘御伺も不申上候てハ、拙僧儀先代江之申訳  
も難相立難洩ニ奉存候間、此段無抛奉伺候、何様前段之通拙寺計  
江受持方被仰付置候末二付、乍恐別段御差支之筋も無御座候ハ、  
何卒已前之通被 仰付被下度奉願上候、以上

午九月

東郷三九郎様

辛嶋喜大夫様

右願、翌末年二月五日御呼出之上、願不相叶旨ニて■口上書被相  
下ヶ候事、尤被復ニ古格一儀ニ付願不相叶と申御達ニ候事

右一件二付、九月十三日年行司・月行司・年寄ノ別段願出之分写  
取置候事、如左

博多津中年寄惣代・月行司・年寄中乍恐奉願口上之覚  
一春秋両度宗旨判形御改メ之儀は、従古来於万行寺御改メ被 仰付

来申候処、此節は於称名寺御改メ被仰付候様御触達被 仰付奉畏上候、然ニ於万行寺御改メ之儀は、正徳之頃、〆年来定坐ニ相成居申候、同寺は間内手広く、諸宗之寺院出席、且格式町人・津中年寄・助役数百人相集候得共、古来<sup>〆</sup>之座席等〆相定リ混雜筋も無之、至テ弁利宜敷無滞相済来儀ニ御座候、外之寺院ニテは同寺程之間統都合宜敷場所も有御座間敷哉と奉存候、殊更数十ヶ年来之儀ニも有之候間、格別之御指支筋も無御座候ハ、是迄之通於萬行寺御改メ被 仰付被為下候様、偏ニ奉願上候、以上

博多津中  
年番中

惣代  
月行司

豎町濱年寄

仙蔵判

辻堂町下年寄

清次同

桶屋町下

治平同

綱場町同

孫次同

魚之町下

久八同

古門戸町同

喜平同

土居町下

与左衛門同

西町上同

伊助同

小山町下

惣右衛門同

鏡町下

半三郎同

瀬戸喜助殿

年行司喜助<sup>〆</sup>町奉行東郷・辛嶋江当ル、文言は見不申候事、追て

写取可申候事

然処弘化四年二月廿九日妙楽寺より来ル晦日下座圓能寺後住深亮之頼役所御触替之事

春秋宗旨御改メ所之儀、宗旨方依改正各江以来以星願可申談旨ニ付、其段去々午秋相達置候処、此節津中<sup>〆</sup>依願已前之通年々春秋共於万行寺相改メ候旨ニ付、此段御承知可有之候、已上

二月廿八日 寺社 役所

明光寺 妙楽寺 法性寺 善導寺

称名寺 万行寺 妙行寺

二月卅日

一夫<sup>〆</sup>以来当世去子年迄同様如古来萬行寺ニテ改メ有之、以後毎年可為同様事

〔朱筆〕  
〇入ル、コト

一諸宗・当派真宗座列変法之事

右は先年来真宗は諸宗本堂東余間、法華之之末席敷ニ候処、天保七申年真宗一派御礼

式格別被 仰付ニ付、同年頃御改<sup>〆</sup>真宗座席致相違候事、但シ此

座列社役所へ相願候訳ニは無之、宗旨奉行衆并手附役江内々申

入、其頃節秋山源内殿敷・久野甚平殿兩人宗旨奉行被致被相勤、

同人江手附<sup>〆</sup>内々伺出御同人右奉行衆口達ニテ右座席相定候、扱

郡々寺々■座席も、多分右ニ順候事相改候所も有之候へ共、宗旨

奉行衆郡之節不相改所も有之由ニ相聞候、天保七申五月廿三之

下、建部氏被申候事可考

座席之凶左之通

則天保七丙申御用日記五月十四日、宗旨役方ノ博多津中宗旨帳與判於万行寺來ル廿日見届候間、朝五ツ半時可被罷出旨、宗旨奉行秋山源内・久野甚平ノ觸來、但福岡八十九日ニ於光專寺見届候儀ヲも申來

一同月十五日ニ寺社奉行伊丹九郎左衛門氏ノ左之通申來

万行寺

伊丹九郎左衛門

來ル廿日、博多町々宗旨判形見届ニ相成旨ニ候條、其心得可有之候、以上

各へ当寺ノ請書差出置候事

一同月廿日ニ宗旨判見届相濟

宗旨奉行

秋山源内

久野甚平

手附衆八人

頭取

濱地信八

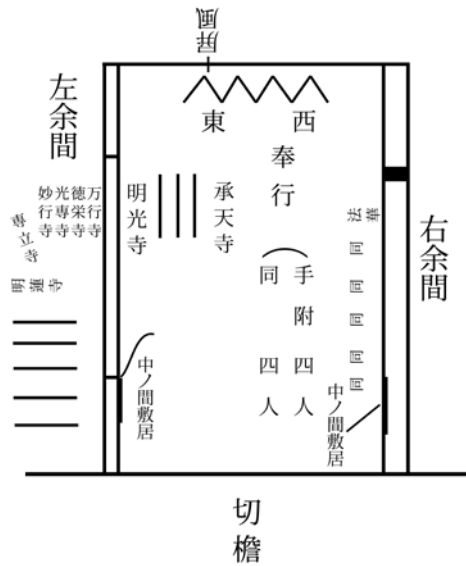
狩野忠次

今日ノ判席之儀真宗一派相替り候事

古來ノ奉行ノ左脇ノ直ニ承天寺着座、引続キ禪宗相列シ、其次江法華宗、其次江真宗着席致來候、然処当春ノ之処ハ宗旨奉行衆并手附役迄真宗一派ノ及内談、是迄法華宗着席ノ之処江真宗一派致着座候、已來ハ法華宗ハ中本堂中ノ間ニて右ノ之柱ラ際ニ流レ合ニ着座候様ニ相成候事

但、專立寺ハ当日御礼席格別諸宗惣礼上席ニ被仰付ニ付、同寺心得□以官位ニ不拘一派上席致候、御賞譽ノ之書付ハ同年御

用日年番受持中記第一正月廿二日之下ニ在之  
圖面如左



○ 一 一朝軒座列着席之事

右は近年何れノ之席江着席致候哉ノ之旨、一朝軒ノ当寺江問合來候へ共、古來ノ之任來此方不案内ニ付、其段答置追々老人江尋可申事

但シ、一朝軒は根元聖福寺ノ之支配ニて、御国法ノ御触狀ノ之節は、一朝軒江は聖福寺ノ御触ノ之趣可申達旨御触狀ノ之付紙ニ認メ有ノ之、且又一朝軒ノ之墓崇福寺末寺御供所町妙榮寺ニ有ノ之候へは、禪宗一派ノ之末ニて着座可然歟、又は当山本堂之内西ノ之横堂之前之間ニても可然歟、併此間は

○ 奉行休座變法ノ之始ノ之事

右は古來当寺ニて御改ノ之節ハ於当寺休息有ノ之由ニ候處、中古ノ方順

正寺・妙静寺右両寺江隔年二休ミ有之候、尤御改メ二付年寄・町役等相揃ひ候迄休息有之、揃之上は当寺江手附役方案内之上入来、然処右順・善向寺江休之節御用筋二付付衆方詞有之、往返難渋二付当寺江奉行も入来二相成候、嘉永元秋宗旨改之頃始候旧例二復し候事

○一 格式町人并岡流着席間内之次第

右は古来左之通奥之間、但文政九年之頃二候事

上上 二之間 大賀両家

三之間 年行司

四之間 年行司附役人

其後天保六、七年之頃、白水要左衛門御救仕組いたし候節、永納銀と号し、両市中富家方夫々右永納銀寸志相立候二付、夫々御賞誉被仰付、年行司次上、但シ兩大賀之次席二て年行司之次席(朱筆)「平ラ之格式町人之上」、また八年行司格又は古来有之候格式之次席等二被仰付、右二付間所何となく左之通二相成自分心得二て相控候事

上上 右之間 大賀両家

年行司次上之  
格式町人  
年行司

右三簾江之人々右之之間江着席

但シ、兩大賀は床付二て横向き、年行司次上其下江少し相下り

着席、年行司は装棚之方へ見合着席

二之間 年行司次上町人  
并 其外格式町人一同 着席  
三之間西側迄

但シ、右天保六御賞誉方格式町人彼是六、七拾人も有之、此二間差支計二て不相濟候二付、檜崎次吉方右七拾人余之町人江申談、夫々志ヲ受取裏之座敷相立候、右座敷江二之間二相余り候格式面々遊び旁被参候事、但シ三之間江も格式連中相詰られ候余り、銘々随意二裏座敷へ被参候事

三之間 東側辻之堂町役相詰ル

四之間 年行司付役人相詰ル

岡流れ年寄不殘相詰ル

夫は嘉永元年之頃裏座敷相損シ候二付、出入差留メ候節左之通着席、但シ格式町人死去等二て段々減少

右之間 兩大賀

年行司次上  
年行司

二之間 年行司次上

并年行司格

三之間 格式町人不殘

辻之堂町役

四之間 先書之通り

夫は嘉永元年秋御改メ方、宗旨奉行衆順正寺・妙静寺休息無之、直様当寺へ入来二付左之通

奥之間 奉行兩人

右へ中屏風相立候上、(朱筆)同間にて隔も致候、左之人々右奥之間へ着席

兩大賀

年行司

二之間  
三之間  
次上二書頭候通相詰ル  
広間

○(朱筆)「左之内にて」三之間四之間江辻堂町役、広間江年行司附役八人(朱筆)

并岡流町役中、着席は古來のみ今迄相違無之事

○(朱筆)町役并寺中町・柳町座列之次第

一岡流何町 本堂板縁何側

一何流 本堂板縁何側

一何流 同東側横

一廊下東之角

(寺中町 柳町)  
町役計り薄縁立流シ見合せ判形之事

○御改日限、寺法二付差支之節八日延等寺社方江申出事、左之通

天保八酉年、之事本山使僧皆乘駟於当寺御書披露二付断り申出候

事、尤宗旨方触書西五月十二日二候事

申上口上之覚

一当春宗旨御改来ル十八日於拙寺御見届相成候段、宗旨御役所方被

触達承知仕候、然二兼て御届申上置候通、来ル十五日を十九日迄

本山使僧拙寺にて、御書并、公儀御沙汰書等披露二相成申候二

付、其段両市中触下江も相達置、門徒中二も承知仕居申候、右

十八日ハ御書披露日限中二御座候間、両様打混候てハ手元大二差

支申候、尚又御書披露日限之儀ハ宗旨御改日割之前二御届申上候

上、町役出方之儀も有之、乍恐御役所御手数数二も相成居可申候間、

今更日限改替候儀も難仕、此段如何仕可申哉、御伺申上候、宜敷

御才判被仰付可被為下候様奉願候、以上

西五月 万行寺

伊丹九郎左衛門殿

右願書直様伊丹殿へ披見之上宗旨方江掛合二相成、○十四日二左  
之旨寺社奉行衆方申来候事

万行寺 伊丹九郎左衛門

博多津中宗旨判改所御請持二相成居候処、以後差発り候儀有之、

十八日ハ差支之旨被申出、則其趣口々及引合候、右二付来ル廿三

日二相成候段御町奉行方返答有之候、其心得可有之候、以上

五月十四日

右御町奉行と申ハ其節伊丹氏寺社引切受持二相成候間右之通、寺

社町兼帯二無之候間右様申来事

其後十五日二至り左之通触来

尚々、早々御順達留り其寺方江可被指返候、尤福岡改ハ最前

相達置候様来ル十七日之筈二御座候、以上

一筆申触候、然ハ当春博多津中御改之儀、来ル十八日於万行寺見

届有之筈相達置候へ共、同寺差支筋有之趣二付来ル廿三日改之筈

二御座候、左様御承知有之御触下寺院江も御達可有之候、以上

五月十四日  
久野甚平  
秋山源内

崇福・東長・聖福・承天・大乘・明光・法性・称名・万行・妙行

ノ

一福岡江十七日御改二候へ共、前段之子細御使僧御書披露中二付  
出方判形得不仕旨、同日当寺を差紙出之事

文書別記之通り

ノ

正徳已後余寺にて御改之例  
○右正徳六年已後——年を経候て元元文二年三月二十七日  
記録正因師

奥判承天寺、血判万行寺二相受持、其節之寺社奉行衆ハ隅田清作

殿二有之候事

○右之通正徳六申年并元文二年之記録にてハ血判ハ当寺にて有之居

候、然二奥判・血判共当寺にて相済来之儀ハ何年頃二候哉、不相

分候事

〔朱筆〕  
○奥判・血判於当寺一同受持候事

右ハ記録・申伝不相分候事

但し、丑二月之願書相考可申事

〔朱筆〕  
○奉行出役古来ハ寺社宗旨・寺社共二一同改方入来之事、宗旨方

計二相成ハ中古事

右ハ寺社宗旨・寺社両奉行一同当節入来にて改有之趣、申伝

■事寺格尤宗旨奉行衆計り二相成候儀ハ弥中古已来之由二候事

但、如左申伝但、往古ハ寺社奉行衆を兼帯二候処、宗

旨迄も何分難行届二付、別二宗旨奉行ハ引相立引切受持二相成

候由二候、今私二相考候処、正徳六年申年出席之奉行ハ寺社奉  
行と記録二有之候へ共、寺其奉行宗旨見届二候へハ寺社を宗旨  
兼帯之儀二相見候事

一福岡ハ受持毎年相違、但し文政五年午春を六、七年已前は万行寺  
同様出財致呉候ハ、例年受持度旨役所江申出有之由、右文政五  
年春ハ於徳栄寺奥判・血判共在之、但万行寺同様出財不致二付当  
年限り断り二相成候由

〔朱筆〕  
二天保十三寅年を福岡ハ徳栄寺二相極り候由二候へ共、全く左二

ハ相成居不申事

〔朱筆〕  
○福岡判形寺毎年相違并引切受持相立候事之事

三右ハ博多之寺嘉永五年迄受持方一ヶ寺にて無之処、同年を於徳栄

寺相勤度尤請持方雜費段寺社役所へ同寺を申出願書差出二相成候

事

但、同寺住持義圓を廢候旨被申居候、併此已後弥御定座二相成

候哉不分候

此両三年嘉永五方式、三年已前も於徳栄寺判場相勤り候、其節福

岡年行司を改所雜費として金壹両計り徳栄寺へ送来候事

〔頭注〕  
「此事触状ヲ吟味ス、ベシ」

〔朱筆〕  
○於徳栄寺奉行衆相伴二同寺法眷中附役方上座にて奉行衆相伴有

之事

右ハ当寺にて法眷を奉行之相伴〔附衆上座にて〕致候間、右二準し

被致候儀と相見候事

○福岡判場改所之儀文政六未年ハ於中之番会所相勤候、其儀ハ当未

年年初之事二候、先住書送り二中之番役所と有之、会所之間違なるへし

〔朱筆〕○奉行衆江酒・茶等差出候根元之事

右ハ往古ハ奉行衆も判形相濟、直様本堂方引取二相成居候由二候処、いつ之頃方中古当寺江族縁有之仁、宗旨奉行被相勤候節酒・茶差出、已後其例二相成由二候事○但、一説二ハ其儀無之共申伝候事

按二、小南甚三郎殿方当寺十二代〔朱筆〕世正因讚江入縁之儀有之、

其後小南弟此ハ小南第二世小南茂右衛門貞種娘二候由、同家系譜二相見候、右茂右衛門殿ハ寛永十七年二出生、元禄九年丁丑

九月十日卒去二て國中二候処、在世之事ハ委敷不相知と同家系譜二有之二付、宗旨奉行被相勤候哉ハ只今不相分候事此記録二

難書置候事〔朱筆〕載、御上之記録吟味候ハ、可相分事、又当寺江入縁之女子有、寛文十一年辛亥七月死ヌ之門末、妙栄大姉と号ス

ト、右小南家譜二在之、可考事○当寺過去帳ニハ妙永寛文十一年七月十六日死去、第九世西秀娘トシテ当寺も記録已前ハ不分

明二候事  
〔頭注朱筆〕按二、正徳六丑年方享保元、先之御触状写之中二小南甚三郎・白石正兵衛両人也、但其節ハ寺社奉行也、可考

〔朱筆〕○奉行衆并附役酒席別座一座之事  
又谷町住居有之候雀井甚平ハ当寺旦縁二付、当人中古宗旨奉行

被相勤候哉二て相始り候哉

〔以下傍線にて全体抹消〕  
右は往古ハ不存、近年天保七年頃迄は〔朱筆〕文政年中迄ハ「宗旨奉行衆

と附役とハ別席二有之候二て、則奉行衆ハ奥の間、附衆ハ〔朱筆〕

間二候、定て往古方其式二相見候則二て有之、宗旨御奉行秋山源

内殿へは至て厳重成ル仁二候処、無礼之もの〔干時附衆之事〕御奉行同席ハ

稠敷被「相隔構」候事、勿論宗旨手附役人八人ハ第二之間二て酒肴

出之、相伴人は門徒当寺旦那内二て町役相勤候面々、且八年

行司筆役和田屋市平等旦那二付相招き、附衆江相伴為致置候儀候

処、天保八年之頃右秋山源内殿死去二相成、其已後ハ如何之都合

二候哉、手附役方跡之奉行衆二内々申入有之哉二て、右死去已後

方ハ奉行手附役一同奥之間江打通り、一同二酒・茶差出候儀二ハ相成候事

△此処江秋山源内退役并二死去書込可申事

○奉行衆相伴へ当寺并法眷中并手附八人ハ町役等相伴事

右ハ奉行衆相伴ハ古来方当寺并法眷中二有之候間、奥之間二て相

伴致し、然処秋山源内殿老年二及候節当り方死去ノ後方附衆次之

間方酒中二二て一往酒をたべ、夫方酒中二入込二相成、其節当寺

并法眷中附衆之下二可「相居」遠慮いたし候得共、源内殿無礼のもの

ハ今被申承引無之、強て被法類動座座席相動き候儀強て被差留

候間、其儘二於此方も無理二末席二附衆方下二着席難成、其儘二

相成居り候致座席候事、其後万行寺方も法眷中江対し何分座席不

都合之旨申候へ共、少々わきみも有之、一向附衆方下座も不致奉

行之相伴致し、根元主客之次第も不相立、不分り二相聞へ候事」  
一宗判二付式文切之始之事

覚



一当寺境内惣坪数土手・藪之分共二、忒千四百七拾壹坪之内千六百

三拾三坪は年々地主銀致上納候、然ル処旧年於津中春秋兩度宗旨

判形御改メ役場年々相受持来候二付、頭壹人二付壹門宛り切立右

地主銀上納被致助勢呉候、残分台所上納いたし候処、当寺不如

意二付講中評儀之上右頭壹文切二壹文相増、都合頭式文切二被成

下候様、寛政十三酉春兩年行司伊藤惣右衛門殿・井上鉄次殿及内

談候処、月行司之面々篤と可及相談二由内意被申聞、依て同年二

月四日松原若藤屋二おゐて、月行司衆中并惣代兩人相招、出会之

上藍屋徳兵衛此徳兵衛卜中人当寺門徒二テハ無之、櫛田前町年寄・油屋莊七

・米屋幸助・釜屋半平・松葉屋勘右衛門、五人之面々被下前段

之趣及相談候処一統被致承知、同月十一日於櫛田宮大宮司江津中

年寄衆出会有之、月行司衆中并藍屋徳平殿示談有之候処、何れ

も快聞届相成候、依て当酉年於頭式文切二相極メ、永代万行寺地

主銀上納之分介助勢と惣代衆ヲ以兩年行司より被相定候事

寛政十三酉年

津中月行司連名

鏡丁年寄

藤次

市小路町下

惣右衛門

薄屋番

善平

土居町下

嘉平

妙樂寺前町

伊平

西町濱

吉平

官内町

長八

中小路町

伊右衛門

赤間町

徳次

辻堂町上

亦右衛門

惣代衆兩人

与助

市平

別帳面々茶代出銅之事

春秋兩度宗旨判形御改メ役場相受持候二付、地主銀助勢之儀兩年

行司始メ津中年寄衆中へ及相談、壹文切増し錢之儀相調、当酉年

於頭式文切二相成候、依之御用聞別帳之面々へも右之御助勢被成

下度段、同酉二月番頭針屋甚平殿・源介殿以兩人頼入候処、何れ

も承知有之、茶代として壹人貳百文宛出銅有之候、尤春宗旨御改

之砌廻状仕、当寺於切立申候、則廻章左之通二候事

廻章控

以書状得貴意候、各様弥御安全御暮被成珍重奉存候、然は兼て御

相談申上度候通、乍御苦勞御茶料御壹人前貳百文宛出銅可被下

奉頼候、以上

西四月

大賀甚之丞様

大賀善之進様

万行寺

納所

松永徳右衛門様

長崎屋幸左衛門様

柴藤善右衛門様

山際九平様

石蔵屋嘉六様

儀の善右衛門様

白水水長左衛門様

末次与左衛門様

嶋井久右衛門様

米屋九郎右衛門様

神屋善四郎様

練屋九郎右衛門様

右之通りニ御座候条、追々改名之義有之候へ八年々相廻り候廻文、  
前年之廻文尅通ハ控ニ取置候事

当寺内畠下札之写

祇園町下  
万行寺抱

一畠 坪数千五百三拾尅坪

尅坪ニ付尅分五厘掛り

地主銀貳百廿九匁六分五厘

外ニ

一坪数八百三十八坪

同寺

但し、表口四間貳尺、入十七間 券帳前

道之事并次ニ平横三十貳間半、入七間半

夫の横三十間半、入十七間五寸七步 諸物成

御免寺地

一同百貳坪は

但、土手・藪之分、此以後も藪銀計出ル

地主畠売渡し証拠之写

証拠之事

一祇園町下ニて新抱地主畠

尅通り

町屋敷尻境次ニて  
一地、主畠九十坪は

右之地主畠拙者所縁仕居申候処、貴僧様御望ニ付代錢貳百目ニ  
売渡し、代錢受取申候処相違無御座候、御役所御帳面御勝手次  
第二御直シ可被成候、被仰聞次第罷出可申候、右地主地ニ付少  
しも出山之儀無御座候、為後年年寄奥判被遣置候、為証拠如件

地主畠売主

祇園町下山崎勘兵衛

受人 山崎長兵衛

安永貳年七月

万行寺

正清様

右之通り相違之儀無御座候、町中相障申儀無御座候条、御役所

御帳面御勝手次第御直可被成候、為其奥書如件

同年七月

同町年寄

藤七判

万行寺龍城云、伊藤惣右衛門と申八只今三笠屋千右衛門ノ方也、

井上鉄次と申八辻堂町にて只今之米屋又七方也

○又彦通左之通

但し、此分竹若番左官正吉之手元江有之を、十七世曇龍江吟

味之節差出候哉と相見候事

〔朱筆  
写〕

一今度御寺不如意ニ付世話講中詮儀仕候処、前々御寺にて大印判

御座候処、博多津中より人足彦人ニ付銭老文宛出来候処、是以意

味違なる儀御座候間兩年行司衆へ相談仕候処、御同人を流々之月

行司江申合御相談可有御座段被仰聞候間、早速油屋正七・米屋幸

助兩人を以内談仕置、寛政十三年酉二月四日松原若藤屋へ召寄せ、

油屋正七殿・米屋幸助殿へ釜屋半平殿・松葉屋勘右衛門殿・藍屋

徳兵衛殿相談掛り候処、博多津中月行司中・惣代衆も聞通有之候

間、二月十一日博多津中年寄中江右之段藍屋徳兵衛殿・惣月行司

中を櫛田出雲殿方にて相談有之候処、皆年寄中快く聞通り被成候、

其上両御年行司を惣代を以申渡し有之候、大判之節万行寺永代相

渡又分頭彦人ニ式文当り永代相極又之事

寛政十三年酉二月四日

年行司

伊藤惣右衛門殿

同

井上鉄次殿

博多津中月行司

鏡町年寄

藤次殿

市小路町下

惣吉

〔箱〕  
薄屋番

善平

土居町下

嘉平

妙榮寺前町

伊平

西町はま

吉平

官内町

長八

魚之町上

伊右衛門

赤間町下

徳次

辻堂町上

又右衛門

惣代衆兩人

与助

市平

博多惣年寄中

前書之通相極又候二付、御用聞之衆江は番頭針屋甚平殿・源助殿

兩人を以御相談ニ及候処、御聞通之上永代判形之節御彦人前式百

文当り御出し被成候様ニ相極又候事

西二月

大賀甚之丞殿

大賀甚之丞殿

大賀善之進殿

松永徳右衛門殿

長崎屋幸左衛門殿

柴藤善左衛門殿

山際九平殿

石蔵屋嘉六殿

磯野善右衛門殿

白水長左衛門殿

末次与左衛門殿

嶋井久左衛門殿

米屋九郎左衛門殿

神屋善四郎殿

練屋九郎左衛門殿

一由緒記二曰、文政九年

一年々御用席

先住之作

年々兩度宗旨御改之時、宗旨血判とも当寺一寺にて相弁し来ル、

此事何レ之時より始れるや未詳、いつの頃よりか津中の入別菴

銭ツ、出し、又誓詞血判組の町人より式拾(朱筆)「銭」目宛を出し万行に

寄す、しかのみならず薄へり四、五拾枚を施し損すれば又新にす、

寛保三年亥三月大乘寺と川端町上境諍の時間數御改有之、津中之

寺院内島割出しになりし、已来入別菴銭ツ、増しになり今以違ハ

す、其時の年行司は伊藤惣右衛門・井上鉄次、頃ハ享和三年なり

龍城曰、此中御用席之始りは正徳六年申已来之儀二候、其已前

も当寺ニおゐて御改有之哉、古来之御触状吟味可致ス事

又弐文切之事ハ正徳六已後早々と相見候、正因師之同年之記録ニ

其文有之候歟

又弐文切之事は前段之通寛政十三酉春相始り候処、先住之文言ニ

右之通享和三年と候は間違と相見へ候、但シ旧記之内にて所覽有

之儀二候哉、其頃は久しき無住にて記録も無之、前段弐文切之書

付ケ左官正吉方持出し候程之儀にて、旧記は無之と相聞へ候、定

て覚違にも候半哉、○按二寺格録之中ニ享和三年と有之、是ハ全

ク先住老人之噂を聞置被認置候儀ニ付間違二候事、右寛政十三酉

春之儀ハ両書ニ急度年月相見へ候事

一当寺(朱筆)「江諸宗寺院奥判受持之儀并」地主銀之上納年々年行司江上納

相頼候度願一件

奉願上口上覚願

内島墓所ニ相成居申候処、旧冬(空白)「」之御願申上候処、御免と申

儀は「」居申候故、御許容不被仰付候段「」被仰渡奉畏候、

右墓所ニ付作「」候故御上納心当無御座乍恐「」居申候、併

御上納之事故色々「」、他借ヲ以去年分は旧冬漸「」る津中

宗旨春御改血判「」改共毎年拙寺請切ニ相成「」候、尤為札

銀津中切立ヲ以年々「」三刃充年行司衆方被相渡「」居申候、

殊ニ近年ハ同日ニ寺院奥判「」受持、諸宗寺院迄も大勢「」

申候故、掃除万端疊表替等「」頃(朱筆)「仕」儀ニ御座候、惣て大寺

之儀ニ御座「」最早古ヒ申人は「」候得は、常々諸所損シ「」

手入等も困窮仕候、其上右地主銀「」拾目(朱筆)「余」年々上納仕候、

誠ニ貧「」ニ御座候得は難相調、別て大切之「」納(朱筆)ニ之儀

無覚束年々乍恐心「」年々他借ヲ以御上納仕候処、(空白)去

年分旧冬上納方借り立も「」福岡町心易間柄より引当「」屋

敷借受御札高馬(朱筆)「」銀拝借仕「」旧冬漸相仕舞候へ共、右年賦

〔<sup>(空白)</sup>〕元利御上納仕事ニ御座候上〔<sup>(空白)</sup>〕御上納之手当無覺束奉存上候、拾三匁も切立之内方右之通相〔<sup>(空白)</sup>〕居申候、就夫此節宗旨判形仕候〔<sup>(空白)</sup>〕一ケ年ニ一度老人ニ老銭充切立ニ〔<sup>(空白)</sup>〕

惣人数分年行司衆方被相渡〔<sup>(空白)</sup>〕仰付被為下候ハ、銀三百目余〔<sup>(空白)</sup>〕御座候条、其分拙寺江受取置不〔<sup>(空白)</sup>〕年行司衆江預ケ置、直二銀〔<sup>(朱筆)</sup>〕地〔<sup>(空白)</sup>〕主銀〔<sup>(空白)</sup>〕二被引次、尚不足分寺方足銀〔<sup>(空白)</sup>〕御座候得は、丈夫ニ御上納仕事ニ、今程町々痛ニ御座候へ共、右之通〔<sup>(空白)</sup>〕老銭充切立相増候条、右之段御救と〔<sup>(朱筆)</sup>〕被思召歟

上、願之通此節方被仰付被為〔<sup>(空白)</sup>〕重畳御慈悲と難有奉存上候、偏ニ奉願上候、以上

〔<sup>(朱筆)</sup>〕<sup>寅カ、本ノマ、(息)</sup>寅ナルベシ、今程町々痛ミ有之、<sup>丑</sup>二月一享保十九八七寅ナルベシ、又去年分并五ヶ年賦ノコトアリ

○外ニ左通〔<sup>(朱筆)</sup>〕一通相添  
博多津中

一男七千八百三拾九人 十一歳已上  
女五千三百三拾壹人 右同断

〔<sup>(頭注朱筆)</sup>〕此人數年行司か宗旨方ニて調子候へハ、願書之年月相分ル也〕  
右願書丑二月と計り有之年号不相分丑二月と計り有之、但シ大判之儀当寺ニおゐて〔<sup>(朱筆)</sup>〕請持来り候と有之、右受持来候義は、正徳六申年已来ニ候へは、右已後之処丑年之年曆左ニ相当り候、享保六年、同十八年、延享三年、宝曆七年、明和六年、天明元年、寛政五年、文化三年、同十四年ニ相当り候 此已後八十七世靈龍住職ニ付除ク

○然ニ正徳六年之記録ニ、同年閏二月廿八日博多津中血判於当寺相

勤メ、寺社奉行船曳與左衛門・竹田安右衛門兩人〔<sup>(朱筆)</sup>〕往古ハ寺社奉行方寺社・宗旨兼帯之由ニ候〔<sup>(空白)</sup>〕当寺江出座、已来毎年春秋家別二一銅充寺納と有之候へは、享保六年丑年ニ願立候願書歟、正徳六年は享保元年ニ候へは、同年方右六年目也ニ享保六相願候もの歟、御役所〔<sup>(朱筆)</sup>〕御上之御〔<sup>(空白)</sup>〕記録追々承合可申事

○右願書之内ニ老人老銭ツ、切立と申文言相見へ、其末ニて老銭充り切立相増候条と有之候得は、正徳六家別老銭トは致相違ニ付、其後ニ願候哉 ○按、此願享保十九年寅ナルベシ、享保十八丑年之地主銀、同翌寅年七月廿七日ニ正因師方被相納、同年六月廿七日ニ五ヶ年賦ニて地主上納被仰付たる事有之方考候へハ、多分享保十九年と相聞儀、其へ右願書之中ニ相見候、可考

○又由緒記 文政九年之分 靈龍作  
年々御用席の下ニ曰、寛保三亥三月大乘寺と新川端町と境論之節方人別老銭増ニ相成、其時の年行司ハ伊藤惣右衛門・井上鉄次、頃は享和三年なりと有之、此頃之事ニ候哉

此由緒記文不分り也、寛保三亥三月刻出八年行司ハ右之名前二無之、当山寺地坪数一件之中ニて在之、見合可申、又此一条を  
は只今享和三年といふ、如何之儀哉、不相分

又博多男女人数高之事  
正因師記録ニ、享保十七子三月方同十八丑八月迄両市中現存人御改人高式十五万三千八百五十三人内処方、博多市中分老万三千式人  
内 男七千四百三十五人  
女五千五百六十七人  
と候得は、右願書之奥之人高二大体合ひ申候ニ付、此願書ハ享保

十八年当り之願出歟

〔朱筆〕寺内帳へ相添人高目録差出候一件

右は於当寺古来無之と相見、已二十八世龍城未夕部屋住之頃迄此

事見当り不申候処、〔朱筆〕勿論年中行事二も認方之儀書送り無之一〔拙

僧は如何之都合二候哉、其節記録方受持候僧自己之取計を以、天

保九年戌二月二左之通相認差出し、夫方天保十三年寅二月丑二月

迄年々差出居候処、同年川口妙行寺におゐて八右人高目録差出不

申旨嚀二付有之、殊之外手数二付於当寺も同様已後翌卯寅年一相

止又候事、右天保九戌年八十八世龍城住職中二候事、已来相止又

可申事一○但、中古ハ認候儀有之と相見へ、  
天保九年之書送二有之候事

右人高目録文言書法如左

寺内人数目録

合人数四拾壹人内

出家八人

男四人

女貳拾九人

一 出家

七人 拾貳歳以上

一同

壹人 拾貳才以下

一 男子

貳人 拾貳才以上

一同

貳人 拾貳才以下

一 女

貳拾貳人 拾貳才以下

一同

七人 拾貳才以下

右之通相違之儀無御座候、以上

天保九年

万行寺

戌二月

龍城

秋山源内殿

久野甚平殿

×

○附役衆判形已前控杯之事

右八■近年如何相成候哉院主之儀古来如何相成居候哉、睨と座席

も不相定、附衆いづれも本堂之方江被参見合二被相居候、其故ハ

隔年二順正寺・妙静寺江奉行衆判形前、休息之節附衆も休息等有

之哉二て、当寺江判形前二被参候附衆ハ両三人一候得は、強て相

定り候場所も無之、多分半鐘之下宛り江横堂之  
前之間着席之由二候、然

処嘉永元年之頃奉行衆両寺江休息無之、直二当寺江入込有之一二付、

附衆も相揃八人追々二相見へ、同年一本堂之西横二て横堂江被相

控候事

其節茶・黑豆之類等差出置候事

○奉行衆并附役衆酒席同列之事

右ハ文政年中迄ハ両奉行衆は奥之間、附衆は次之間二て酒差出候、

酒来り■往古一左二可有之候、然二右文政年中之処存も差出居候、

右次之間酒半二も至り候節方頃方間之一ふすま一阻二テ二相立居候、

至り候頃方上之間之一ふすま一取除一ケ、奉行衆之処江同間二被打混

し一緒二同間一て酒被給相用候事、然二天保二年卯秋判方最初方

直二上之奥之間江一同列席有之御酒御酒飯等差出候事

〔朱筆〕奉行衆相伴人并附衆取持人之事

右ハ古来奉行衆相伴ハ、於奥之間当寺并法眷四ヶ寺光圓・覺永  
善照・正光二候

処有之候事、附衆ハ於次之間当寺門徒之内ニテ町役等相勤候入魂  
之もの等相頼、相伴取持為致候事、然処右天保二卯年秋判方奉行  
衆と附衆と最初方同席ニ相成候ニ付次之間ニテ酒被相用候ニ付、  
次之間取持不入用ニ相成候事得共、当寺講中又ハ旦那内之町役等  
ニ取持相頼候事

〔朱筆〕○当寺并法眷中■四ヶ寺共附衆上座ニテ相伴之事

右ハ往古方来右之仕来リニ有之、天保二卯秋奉行衆江同間ニテ附  
衆八人、奉行衆同間ニテ酒飯差出候節も、矢張り如古来当寺并法  
眷四ヶ寺附衆方ハ上座ニテ相伴致候事、但シ附衆同間二人組之上  
ハ相伴ハ可為下座事勿論ニ候へ共、秋山源内殿方此儀於酒席稠敷  
被差留候ニ付古来之儘ニテ相伴候事、法眷中江も御■差出候事

法眷衆

奉行衆  
兩人

法眷衆

〔朱筆〕○法眷四ヶ寺相伴相止メ候事

右ハ古来相招来候儀ニ候へ共、根元万行寺ニテ判場判形酒席大判  
之節類外取持有之旨を以歟之旨を、右ニ付てハ奉行衆手附役も兎  
角万行寺江入魂ニ相成、就てハ於役所出方判形改等之儀之節同寺  
之処ハ取締も延引も可致、右入魂ニ相成候ニ付てハ其宛り取締り  
も難致儀ニも成行、御用難相弁此節も相星順を以如古来余之寺々  
ニテも判場受持相勤させ候へハ、其儀も印形自ら御用弁ニも可相

成旨歟を以、野坂利右衛門殿方御城代頭衆江弘化三年年頃被申出  
候由ニテ、判場も星順ニ相成候事ニ候、依之其後嘉翌午・未申兩  
年は他寺ニテ判場被引受候処、戌右弘化三年方三年目嘉永元申年  
ニ至り、前又々当寺江受持方之儀前頭之通寺社方方触達有之候、  
右万行寺ニテハ物入強ク手附役心易ク相成候等之儀ハ、其節寺社  
奉行東郷三九郎殿方直二万行寺江噂有之候事ニ付承知致候事、右  
ニ付嘉永元申春右ニ付法眷四ヶ寺相伴之儀ハ諸中の方も右御改於当  
寺受持ニ付此候処、講中の方万事此節方改正いたし候様相改候様申  
出於從來法眷相伴之儀殊之外講中多く講中不随喜ニも有之致シ、  
此度方已来共ニ相止メ候様申出可申、此儀院主不承知ニ候ハ、  
万事心配相断り候段申出候ニ付、於万行寺も宗旨奉行衆前段申立  
之次第も候、旁無抛法眷相伴之儀、嘉永元申春御改已来相止メ置  
候事

○院主相伴相止メ候事

一嘉永元申御改方法眷中相伴も無之、勿論於当寺ハ於当寺判形席場  
之儀ハ根元津中方借受ニも可有之候、殊ニ相伴八年行司方可致事  
次第ニも可有之ニ付、旁以万行寺ニも右相伴当年方相止メ候事

但、取持挨拶并取持等ハいたし候事、依之脇郡ハ不相居候、尚  
又附衆

○右ニ付院主儀同年方附衆之末ニテ取持いたし候、乍去古来附衆上  
座ニ居り候上御礼式も有之ニ付、附衆方奉行衆之横座ニテ已前之  
通りニ相居り取持候様挨拶有之間、其節ハ別儀ニ上座附衆方上座  
ニテ取持候、只々時宜ニ随ひ取計方心得

〔縦じ込みのため確認不可〕

○門徒内る奉行衆并附衆取持之事

嘉永元申年の法眷中相伴無相止候二付、同年八院主方当寺旦那内にて格式又ハ町役等方取持相頼候事

但、右格式町役等旦那内之ものを取持いたし候儀ハ、已前法眷中相伴之節も取持頼来居候事

○薄縁寄進一件之事

年々両度之御改有之ニ付、先住代曇龍代ニも可有之哉、薄縁式、三十枚当寺ニ所持いたし、毎年御改之節本堂板檐之上ニ敷居候て町役并助役等右江相居り有之来候処、薄縁追年相損シ候、依之当寺方土居町釜屋又平等江申談、薄縁町々方寄進相頼候得共、其頃時節不宜申合難相調ニ付又平方薄縁当寺江買求置、大判之当日板椽江不敷置候ハ、其所江ハ難相居ニ付、流々之ものを壹、貳枚ツ、相求可申旨被申月行司之内心得候仁と示談之上被合候間、其旨ニ取計候処いづれも薄縁被相求、代錢ハ翌日当寺又ハ大判之当日ニ当寺江相納り候事、此儀ハ先住曇龍住職中ニて、則文政八酉年之事ニ候

〔挿入文書〕

一 近年来本堂薄へり損し候へ共、時節柄何分手元ニ仕立難者ニ付被仰合、一統三拾枚充り御寄附可被下候様御頼申入候、以上

○年行司方奉行衆江挨拶之始り

右ハ嘉永二酉年九月廿九日於当寺秋改有之、其節方根元万行寺江挨拶致候、此儀ハ宗旨奉行衆方根元万行寺ハ改場借津中方借受候儀ニ付二可有之、仍て年行司方挨拶可有之と内々被申候旨聞付ケ

候二付、右之通年行司方及挨拶候事ニ相成候、年行司被申候根元年行司方挨拶二可及儀ニも候得共、先年已来一切万行寺へ御頼申置候儀ニ可有之間、酒肴等年行司方持出候儀も於御当寺御仕廻ニ相成来候と相見候卜、云云

其節宗旨奉行ハ

年行司

(何) 野坂利右衛門 与存候  
(何) 吉田専右衛門  
(何) 伊藤久右衛門  
(何) 嶋井善藏 与存候

○掃除代宿礼春秋両度当寺江送来之受取候一件

右ハ古来当寺江春改ニ四拾目、秋改ニ四拾目、春秋両度ニ四拾目ツ、合て八拾目納り来候儀ニ候処、いつの頃方歟其儀致中絶候処、十八世龍城代、去ル弘化二巳年之冬方右四拾目納り受取方相始り、年々已後共二当寺江受取候事ニ相成候、○但し、古来被申候ハいつ頃方ニ候哉、此方記録ニ無之  
但、古来と申ハいつ頃之事ニ候哉、此儀ハ年行司附役惣代久敷相勤居候古溪町松葉屋利平と申仁、年行司之古記録方見付出し、土居町釜屋又平伝ひニて当寺江申入ニ付、已来共二夫方已来例年受取候儀ニ相成候

△但、此両度分六錢八拾目之錢ハ六錢ニて四メ八百文也、当時年行司方取替置、追てハ御町役所方渡し方御町役所方御渡二年行司へ御渡シ之上、年行司方当寺江納り候儀ニ付、当寺方之受取書左之

通差出呉候様利平方申談有之ニ付、右巳冬已来其旨ニ取計候事、

然二右四十目ツ、ハ当時八年行司方取替之上、此方受取書を以町方江差出ニ相成、年行司江受取ニ相成候儀と相聞へ候、受取文言如左



当何年<sup>ト</sup>宗旨春御改

宿礼受取申事<sup>秋</sup>

一錢四拾目ハ

何月

万行寺  
知事印

年行司

御役所

但

六月と・十一月両度ニ当寺<sup>ヲ</sup>取<sup>ル</sup>二遣候事

六月ハ春改、十一月ハ秋改<sup>ノ</sup>分ニ候事

○格式町人出銅式百文之出銅半銀ニ相成候一件

右ハ寛政十三<sup>ノ</sup>酉年已来於当寺地主銀上納助成として、格式町人ハ軒別式百文切ニ相成候処、此儀先住曇龍代迄一同一統承知之上ニて出銅致来候処、先住曇龍代迄其儀右旧例之儀不被存、折節去ル文政十三寅春大判前礖野藤左衛門被申候は、根元右式百文切立之儀ハ先年奉行衆来臨遅引ニ及<sup>ヒ</sup>、万行寺<sup>ヲ</sup>茶漬差出ニ相成候間申合せ、謝儀として式百文差出置候処、已後其例を以年々式百文切立ニ相成候、然ニ只今程ハ為何取持も無之ニ付、謝儀可差出子細無之体ニ<sup>テ</sup>、万行寺を止メ順正寺江相詰候ても可然杯格式連申居候間、切立ハ被相止可然旨被申談候、又藤左衛門曰、先年惣右衛門之時火事有之、其節当寺<sup>ヲ</sup>茶漬差出候、其謝儀として式百文差出候儀後例ニ相成候云云、此ニ説共ニ礖野氏<sup>ノ</sup>の噂也、依之曇龍<sup>ノ</sup>先住も此儀不審と被申置候、又惣右衛門と申ハ<sup>綴じ込みのため確認不可</sup>有<sup>レ</sup>之、此名ハ寛政十三年之記録ニ有之、礖野之説ハ全ク間違と相聞候、門徒檜崎次吉<sup>橋口町</sup>を以礖野氏江示談之上、同年寅春<sup>ノ</sup>左之

通取持致来候、右檜崎氏等取持被致吳候事、但奉行当寺江入来迄之間ニて出入<sup>ス</sup>、右之取計ニて年々軒別式百文ツ、寺納有之事<sup>覚</sup>

酒 但シ、土瓶ニ入出ス

取肴式種 さしみ 少々 破籠ニ入ル

手塩ハ柿ノ葉

天保六未年<sup>ノ</sup>格式相増し、都合七拾人計リニ有之候事、年々右之取計ニて式百文ツ、寺納有来居候

△然処天保六未年町家<sup>ヲ</sup>永納銀御上江差上、夫々御礼式被仰付候ニ付、從來之格式三十人も有之上ニ四十人も相増、惣て七十人計之

格式ニ相成乍聊之儀ニ候へ共も、酒<sup>壺</sup>斗余も入り候ニ付酒出し方

口々ニ相成料理人も取紛候、且又嘉永元年野坂氏奉行ニ被相成

候、已後宗旨方御改正之砌ニも候、旁右式百文相止メ、無酒ニて

如古来茶・豆計ニいたし、壺軒ニ付百文切立ニ講中<sup>ヲ</sup>取計候、已

来其格ニ相成候事

但、寛政十三年之旧格当寺江心得候もの有之候ハ、右様礖野

之説をも取用可申儀ニ無之候へ共、其儀存不案内ニ付百文ニ相

成候、乍去人滅之趣事故右体相成候儀不苦候事、礖野氏は当寺

江族縁有之ニ付入魂を以被申入候事

○奉行衆見送・迎<sup>ヒ</sup>変法之事入来之節出迎不致候事

古来<sup>ヲ</sup>奉行入来之節ハ、右先住曇龍在住中ニも見及不申儀ニて右

ハ奉行衆追々ニ入来ニ相成候処、古来<sup>ヲ</sup>当寺住持僧并小僧迄も玄

関江出迎いたし候儀無之候、先住曇龍在住之節も同様之儀ニ候、

尤奉行<sup>〆</sup>之小もの<sup>〆</sup>衆ハ案内もなく直二座敷江古来<sup>〆</sup>方通り被成候、  
着席之上二て住僧見合二罷出及挨拶、直二引取候儀古例二候事

奉行兩人 万行寺一此処二て挨拶候事

○奉行歸之節見送方変法之事

右ハ先住代奉行歸之節ハ、已前<sup>〆</sup>方万行寺并法眷中ハ玄闕式台迄伴  
僧兩三人玄闕迄見送來候得共、嘉永元申年御改已來<sup>〆</sup>当寺住僧ハ広  
間<sup>第四</sup>之口敷居迄見送り候事、伴僧中ハ玄闕迄見送候事、同嘉  
永二春改已來<sup>〆</sup>右玄闕江見送人手少く然二同年<sup>〆</sup>方法眷見送りも無  
之ニ付、不都合二被存候哉、附衆三、四人<sup>〆</sup>方も当寺玄闕迄江出方  
有之江相待受ケ奉行衆見送二相成來り候事、勿論嘉永元<sup>〆</sup>方法眷中  
○年行司町附役人江酒差出候一件江酒差出一件

右ハ古来ハ不存、先住代二も当住見覚候事二候  
右ハ寺格録下卷二出る、文政十亥年<sup>〆</sup>方古來酒杯差出來候事、其節  
年行司立石又六・廣瀨兵右衛門兩人二候事、尤いつの頃<sup>〆</sup>方相始り  
候哉不相分、当寺古來<sup>〆</sup>方地主銀心配被致呉挨拶二候事二付て之  
事

但、奉行衆判形見届已前茶之間之上之間二おゐて出ス

- 吸物 おさへ盆 三ツ物 茶漬
- 取肴 二種
- 押江
- 三ツ盆
- なら茶仕立

御飯

但、奉行衆之膳部之通

膳部ハ古來無之候得共、嘉永元申年已來奉行衆江挨拶有之ニ付、  
為相伴之手筈可有之と相心得候二付、嘉永三戌年<sup>〆</sup>方相始り候事、  
但同日奉行衆江挨拶のミ二て御用繁二付申・西兩年も被引取、  
戌・亥・子年も同様之儀二付夫迄之於茶之間之上之間二膳部を  
も差出、仍て住僧并年行司旦那内<sup>〆</sup>方も兩人見合取持二候、若し奉  
行江相伴有之候節ハ、於座敷相伴可有之儀二候事

附り、年行司家來江古來<sup>〆</sup>方酒をも差出不申候事

○年行司之附役人并惣代江酒差出候事

右ハ於広間記録取調子、相片付候上差出候事、嘉永元申年<sup>〆</sup>方差出  
來候候事、取持ハ講中間見合二相頼候住僧<sup>〆</sup>方も一往及「挨拶」候事、  
是又当寺地主銀上納取立之儀心配二付右之都合二取計候事

吸物 取肴式種見合

○奉行衆江酒飯取計前後之事

○山伏・座頭席出席場之事

右ハ御改之節西余間之下二て諸宗列席有之、右之末席江出勤致着  
席候來り候

○浦裏<sup>〆</sup>座敷ハ格式町人<sup>〆</sup>方寄進有之事

右ハ天保七年之頃右ハ当寺先住曇龍御本書校合一件二付格別精勤  
有之居候処、公私殊之外多用之人二有之て校合之懸合無之、依之  
天保六年未春旦那橋口町檜崎次吉申候二ハ、六百年来無之大切之

御本山方出て御渡被成候小本之御本書、此校合本二候事、  
玄雄江ハ御一行物右為御賞誉相下り候事

## ○毛氈一件

右ハ古來ハ不存、先住曇龍之代ニモ於本堂毛氈壹枚相ひらき敷置候、然二秋山源内宗旨奉行被相勤候節迄ハ、右毛氈を扇子ニて突やり畳之上ニ座し被申候処ニ付、只今野坂利右衛門ニても同様ニ候処右ニモ右秋山氏同道ニて出役ニ相成候ニ付見習ひ、秋山氏同様ニ可被仰付取計之処無其儀、則秋山氏退役後、野坂氏ハ毛氈上ニ座し判形被見届候間、諸宗之内ニモ不承知之向有之、右毛氈敷置不申様当寺江申入候人も有之候へ共、於當寺ハ古格之儀ニ付例年敷置候、諸宗申候ニハ、第一年始御礼之節御国主江も様ニも毛氈上ニて御礼御請無之、宗旨奉行衆右之次第不承知ニて、根元万行寺方差出毛氈差出候儀ハ全ク大小を被置候ためニ座敷置可有之処、源内殿杯ハ無其儀処只今宗旨役所改革杯号し万般被取計候、奉行ニハ不似合ニて毛氈上ニ着座有之候とて■旨ニ候事、右野坂方ニ見習ひ已後奉行ニ被成候吉田専右衛門も同様ニて氈上着座ニて、判形見届之儀ハ第一独礼之寺も有之、一同不承知ニ候事、於徳栄寺ハ右之噂承り付ケ毛氈本堂へ差出無之、野坂も其席ニ何事も不別条無之、畳之上ニ着席有之候、当方徳栄当住義圓被申候、若野坂方彼是申候ハ、毛氈相損シ居候段答へ可申之心得置候旨被申候事、於當寺も野坂退役已後へ心得可有之事ハ右旨心得置可申事

## ○印判・花押一件

校合御用御司公私之事多く候迎、不被相果候儀ハ不被相濟出来不致儀ハ不被相果被致遷化之儀ハニも相成候てハ御残念之上不被相濟儀、然二近所ニて別ニ家老軒借受校合有之候とも、寺方公私ニ付夫々伺之使差出候儀ハ中々不容易儀ニ付次吉相受持、近年天保六、七年格式町人も相増古來三十人計之処、則天保六年右相増都合七十人余ニも相成、宗旨御改之節万行座敷ニも難居合程之人数ニ付、右人々江出財申合せ校合館播龍窟と名付ケ浦屋敷相立候ハ、寺万端致都合候半旨被申入談ニ付、其旨先住大二致随喜致感喜次吉儀手厚心配いたし格式連中江大判之節於當寺取持等いたし夫々ニ申入候処、一同快く承知有之、出財相調則酒裏ヲ座敷相立候事、尤次吉ハ造作ニ至極工者成人物ニて、御内只々茶之間之上之間方直ニ裏座敷ニ置候様、御用之間伝ひニ致し、廊下を通り右座敷入込候様相立候事、翌天保七年之春御改之節ハ格式組江次吉方酒肴等持出厚致心配先住方も一礼被致置候事取持候事、依之格式町人同所へ御改之節罷越候ニハ、已來共ニ故障等寺方申立間敷候事

右校合館一名播龍窟と先住曇龍被名付候事座敷を先住播龍窟と被名付、當住ハ校合館と名付置候事

△附り、於同所并戸老ツ有之堀り置候、是も此其節次吉心配ニて出来候事、然二天保六未年其後同年十月七日瓦町江火事有之節、右之并戸大働き大二致用立候間鎮火井と當住名付置候事

△御校合御用ハ先住死後宗像郡正蓮寺玄雄江被仰付、成就開板相成候事

右は■古来寺内御改帳江花押相認置、於本堂奉行前二てハ只印形計り相居置候処、野坂利右衛門二て於役所之法令筋一切雜乱二付秋山源内殿死後専ら自分受持改革、被存立候則秋山源内死後ハ専ら役所取締り改革之心得を以野坂利右衛門方印判・花押共二見届之節相認候様、触達等ハ無之候へ共被申談候由二て、当寺杯ハ不存儀二候へ共、諸宗之内右様印判・書判共二奉行前二て相認候仁も有之二付、於当寺も嘉永三戌年当り方印判・花押致候儀も有之候へ共、諸宗共二硯箱持出候仁無之二付印形計り相居候得共別段咎等無之、一樣二ハ相成不申候事、野坂氏ハ秋山源内死去後専ら宗旨役所へ古来改革之心得二て被取計候儀二候事

〔朱筆  
認〕

○宗旨奉行家来兩人江茶漬之上二て酒差出候事

右ハ古来方其儀二て左之通之事

但、奉行帰り已前二於「内所」玄関出之取持二不及  
但、時宜見合之事二て取持二も可及歟

覚

一膳

一酒 取看見合 二品計り

○奉行■饗応案内事

右ハ手附役兩三人相見候節、今日ハ如先例之通鹿酒御奉行江差出度候間、可然被仰入度伴僧を以申入候事

○本堂板檐二て之上真中二薄縁壹枚豎二敷置事

右は古来方休息等方奉行衆本堂方来り座敷江被通候歟二付、壹枚敷出役之節

右ハ古来順正・妙静兩寺間江奉行衆御改前休息二て、町役格式町人并町役等相揃候上宜敷時分見合、手附衆之内方奉行衆当寺本堂江出役案内有之、奉行衆直様本堂右薄縁之上を通り出席相成二付、板椽中程二壹枚敷之、然二嘉永元申年方奉行衆兩寺江休息無之、直様当寺江入来有之候間、右薄縁不入用二候へ共先規之儘を以已来共二敷置可申事申候事

但、附衆嘉永元之前年迄奉行入来之節本板檐迄出迎有之居候得共、嘉永元方ハ其儀相止ミ候哉と存候、但本堂方座敷江被通候ハ、矢張出迎ハ本堂附衆方板椽江附衆出迎有之歟

○当寺御改之日、混雜二付於茶之間奥判致候事

右は古来方右二て相済来候

但、於本堂出張之上判形致候儀可為勿論儀二候事  
○奉行衆於酒差出候節座敷二て座方一件

本床

中柱

袋棚

右中柱を限りとして、古来秋山源内・久野甚平兩奉行ハ本床江着席遠慮二候処、秋山・久野退役已後、野坂利右衛門殿在役之内方追々と本床之方江寄り被相居候事

但、奉行之助役も■候て三人二相成候節も候ハ、本床江已前被相居候儀も可有之候、此事ハ已後為念二記置迄二候事勿論

御上之御用ニ候ヘハ於當寺相限候訳ニハ無之事

○格式町人印形之上座敷ヘ引取方之事

右ハ天保六、七年之頃方格式町人多人数ニ付、檜崎次郎吉工夫を以血判之節最初そり椽方横堂ニ出テ通りニテ奉行之前并前ニテ血判致し、相濟候得は東横堂位牌所之口方入り、後口堂通りニテ座敷江引取候得は不致混雜不都合候事

右ハ紙屋次郎吉工夫但、其後之処位ハ牌所きたなく候ニ付相止メ候事

○黒豆を奉行ニ出ス事

右ハ古来格式町人・町役等ニハ一同割子ニ入レ差出来候得共、奉行江茶菓子之外差出候事無之、然ニ嘉永三戌年野坂利右衛門殿座敷江休と有之節、両大賀・年行司等江黒豆差出候を被見、給仕人江手前江も退寓ニテ差出呉度との事ニ付年々差出来候事

○菓子之事

右ハ中古方徳栄・光専両寺於當寺奉行之相伴有之二付、両寺方菓子・酒等持参ニ相成居候処候間、夫を以土産ニ歸之節包杉原紙ニ包ミ、水引ニてくびり、両奉行家来江相渡居候

但、於近年は両寺入来相止候間、當寺方両奉行分を同様之菓子式ツニ相分ケ候様ニいたし、歸之節當寺方家来江渡候事

○奉行歸之節玄関江薄縁沓枚敷置候事

右ハ先住曇龍代且又当住龍城代住職之初迄廊下方玄関迄敷居候得共、嘉永元申年方玄関計り江沓枚敷之来り候事、年々同様ニ取計候事

○給仕人ハ先代方古来男女ニ候処女計ニ相成候事

右ハ已後ハ時宜ニ随ヒ取計可申事ニ候得共、然ニ天保十四寅卯年迄ハ旦那若キ小供袴着用ニテ奉行衆計り給仕之給仕ニ差出来候得ハ女ハ次候得共、翌年嘉永元方女小供計ニ取計候事、此儀根元去ル文政年中方天保二卯年迄ハ奉行衆ハ上之間、附衆ハ次之間ニテ別座ニ付、男は奉行衆、女ハ附衆と次給仕と次第相立候ヘ共、天保二方一同上之居江列被相居候ニ付処は勿論、卯年方已前迎も酒之節ハ上之間江附衆も入込ニ相成、就てハ女兒も給仕致候節ハ、奉行衆江も膳部・酒等差出候儀ニテ取分差別無之取分ケ無之候、且又男男之小供袴ニテ給仕致候てハ不面白ニ付、旁以嘉永元申年方相止候

但、此事ハ時宜ニ随ヒ可然取計可申事ニ候

○奥判・血判共當寺ニテ一切受持候事

右ハ古来申伝無之、但丑二月之願書可考事

○奉行衆江饗応春改一件之事

右■馳者饗応は古来春御改之節計ニ候処ニテ、秋御改ニハ茶計りニテ久敷相濟来候、秋改之節酒饗応筋之儀ハ其後中古格別相後レ相始候由、已ニ博多善照寺隱居西乗も其儀相覚候段被申候、尤秋改ニハ奉行之下郡江且又下郡江も秋御改ニハ茶計り差出居候事、右ハ当所善照寺隱居西乗相覚候旨、先住曇龍方被申出置候、西乗は当住方先々住ニ相当り、七拾才計ニテ死去有之二付相考合見可申、尤秋御改ニ饗応相始り候年月ハ不被存候事、今按ニ寛政十三酉年方老人ニ付式文切ニ相成候得は其頃方相始り候哉

○往古ハ精進料理ニ有之候事

右ハ往古ハ多分廿七、八兩日之ニ御改有之ニ付精進物ニ候、然処  
〔其節納所致候〕表粕屋郡奈古村寛應寺隱居古道と申僧奉行所江罷  
出断り申入、魚肉ニ相成候由ニ候事

但、一説ニハ此方方奉行衆江挨拶二、日柄ニて魚類も不差出、  
不都合之由申入候処、奉行方日柄と申ハ如何と尋有之ニ付、祖  
師忌日之旨申候処、奉行方左候ハ、来年方此兩日之前後ニ可致  
とて、只今ハ多分廿五、六日又ハ廿九日ニ相成候由ニ候事、近  
年野坂氏在役中ニハ精進日ニも被致候事有之

○寺社別分レ町役所ニ相成候事  
○当寺本堂年行司方借受一件

左之次第寺格録ニ相見候得共、省略して此処ニ認候事

右は文政五年四月廿三日、年行司又六当寺へ入来ニて被申入候  
ハ、今年も例之通宗旨大判ニ付御座敷御貸し被下度旨ニ付、先住  
曇龍方承知之旨被相答置候事、○右一件貸受之事古来無之儀ニ候

へ共、当年は寺社御町兩役所町御引除キニ相成候間、年行司兩  
人江被仰付一往万行寺へ懸合申候様被申付候ニ付罷出申入候旨ニ  
候事尤、尤御承知之旨御返答之上八年行司方御役所江罷出其段可  
申上候、其上を以左候ハ、早速町方方寺社方江懸合ニ相成、寺社  
方万行寺江被達趣ニ候候段申入有之、且又当春ハ寺社方被達候被

達候へ共達方有之候共、秋御改方も町役所方御当寺江懸合ニ可相  
成様子ニ候段申入有之、然二〔右二付当寺方町方方御掛合相成候  
儀ハ先例無之間、一往寺社方江申出度段申候処又六方強て被差留

其訳ハ若シ寺社役所方夫ハ違例之事杯ありて、兩役所懸合ニ相成

候てハ恐入次第第二候■之間何分右二付、左様ニ思召候ハ、又六方  
其宛り一向御嚙咄し不致申儀ニ被成下度との事ニ付、勿論秋方懸  
合之儀ハ拙者御内話申上迄に候段被申二付、当寺方左候ハ、相分  
り候儀ニ付、如何様共御計可被下旨申入置候処」翌文政六未年秋

方ハ寺社・町兼帯之奉行ニ相成候ニ付子細無之儀ニ候事

但、其節之奉行松山利右衛門と申候殿ニ候殿ニ候事  
〔利右衛門殿右松山殿之節ハ、近来之例と違ひ一往達当寺江懸合  
之上日限相定り、又々受持方申来候事

近來ハ只一度計り達有之旨ニ候段、文政六未年曇龍被書送候  
事」

且又同年秋改之節ハ町方方引合有之哉否哉ハ、先住書送ニ不相見  
候事

○徳榮・光專兩寺奉行相伴相止候一件  
寺格録下卷之儘を写スへし

○当奉行衆江饗応変法之事献立之事并時變之事  
○文政九戌年五月認候年中行事曰  
年中行事曰 文政九年戌年作

〔秋改之  
以下傍線にて全体抹消〕

献立

煙草盆

茶

干菓子

二人分 壺台

盃 吸物  
押へ

にうめん  
蓋茶わん

三ツ物  
糸目

三ツ物  
吸物

奈良茶仕立

小皿 香の物

汁 澄し

濃しやう

平

名付  
飯見全

右神通奉行兩人

附役八人

相伴三、四人

外二家頼四人

茶漬

平 香物 めし

取肴 酒

△

春改献立左之通

但、秋改ニハ此内ニてすし・糸目・鉢、三品略し候計り

△右之通ニて前來料理ニ相成居候所及饗応候処、文政九十一子秋改

方其節年先住御本山御用ニ付在京ニ付歟ニ付、四ヶ年在京也、其

節納所古屋幸吉と申もの自己之計を以飯前酒後ニ取計、且又当馳

走之品も酢子を止又其外并ニ差身・糸目を止又、三ツ盆も上下壺、

式種致減少候儀再三ニ及候間文政十三寅秋式通りハ相止候由ニ付、

其儀再三ニ及候間、則文政十三寅秋奉行衆并附役人不足被申候ニ

ハ、判席ハ万行寺ニ不相限杯申事候由、則福岡妙泉寺隠居暢暢方

覚永寺住持惠棟伝ひニて申來、妙泉寺ハ宗旨方江御用ニ付出方之

節樽ニて、則秋山源内殿・根本源大夫殿も咄被致居由ニ申出候旨

二候、依之其頃ハ天保十三年即文政十三年也、幸吉引取常照と申

僧納所相勤候処、講中江示談も無之、住職祝ひ同様之事ニて至極

丁寧之饗応ニ及候、右天保元寅年即文政十三年同年寅年冬即天保

元年十月三十日、先住帰国之上右之取計被承ニて右ハ甚不取計之

段急度被相示、畢竟先例を崩し候へハ向後如先年古來酒前飯後ニ

いたし、米穀・野菜・酒肴等之価等之高下ニ不拘、先例通り取計

候様急度被申置候被申付候事△然処其已後ニ付已來其取計ニ及候

△然処嘉永元申春秋御改方酒前飯前酒後ニ取計來候、右ハ奉行野

坂氏いつ方も新大工毎時歸り急ニも候間講中申合方申出候ニ付

無抛取計ニ及候此儀先住之申置ニ相背候間、当住段々及相断候

へ共講中甚不帰服ニ付、左様候ハ、万事世話引退可申杯申事ニ

付、無扱次第有之講中江相任置候、先ツ其計ニ致置候併料理向ハ  
古来之通ニ候事

○判場受持方々々寺社方方前以掛合ニ相成、当寺方承知之返答致候  
ヘハ宗旨方江引合有之、其上ニテ宗旨方方触書諸宗一同ニ被相達  
候、但し其節ニ奉行衆之心得ニテ最初掛合之上返答を取、其上日  
限相究り候ヘハ又々相改、寺社奉行衆方達方も有之事ニも候、則  
文政六年末年松山利右衛門殿之節ハ、右之通両度懸合来候旨先住  
書送り有之、右ハ別段寺格ニ相拘候儀ニテ無之、時宜ニ相隨ひ可  
申事

○宗旨奉行衆本堂ヘ着席之上直ニ烟草盆式面、茶差出給仕人袴着用  
若衆兩人ニテ給仕之来候儀相止候事  
右ハ文政九年頃方已年中方致来候儀と相見候処、野坂氏在役中此  
儀右本堂ニテ之儀給仕御用席江給仕人出入候テハ不相濟ニ付、被  
差留候方相止又候事

○茶代取立方之事  
右ハ兩大賀并年行司ハ取立不申、但シ格式連名之処江当寺方点ヲ  
掛ケ、余之格式江茶代取ニ遣候段、文政九年之納所書取ニ相改候  
年中行事ニ有之ニ付、已来其旨ニ例年及取計候事但、右年中行事ハ  
納所幸吉書立ル

△然ニ兩大賀ハ、寛政十三西春ニも式百文切り之連名ニ有之其年  
廻章ニハ廻章ニも有之候ニ付此儀不宣、当寺記録不調子ニ付如  
此、其節年行司伊藤惣右衛門・井上鉄次ハ右廻章ニ無之ニ付、  
此分取ニ不遣儀当然ニハ之理前ニ候

○本堂構置之事

年中行事之通り相写事

○光專寺江奉行相伴申遣候事

天保七丙申五月廿日之事御改之節申遣候、右ハ昨十九日当寺江奉  
行相伴之儀昨十九日於同寺宗旨判改有之候節、同寺方当寺ヘ相伴  
致呉候様申来ニ付、当寺方も相伴申遣候事、右ハ先住曇龍代方相  
止ミ来候得共、同年春十八世龍城江光專寺義謙之娘はつ女入縁ニ  
付如此ニ相成候事、但し同寺も尅、両度相見、相伴已後ハ案内申  
入候ヘ共入来無之、其後異体之様子ニ被相成、寺社方江届圍ひ寺  
内江相構候、已後ハ尚又勿論入来無之候事

○奉行衆之間江附衆八人間之儀、秋山殿不承知之事

右ハ天保七申年五月廿日於当寺御改有之、其節ハ天保式年方相始  
り候同間之事故、今年も同様ニ相心得当寺方吸物膳附衆之分七人  
差出候処、源内殿被申ニハ又相伴歟と、右ニ付附衆上之間江通り  
かたく相見候、其節光專寺方光圓寺を以奉行江被申入候何卒御同  
間相願候処、被申入候秋内殿返答ニ、御礼席貴寺方江無礼之面  
々同間不相叶旨、其後酒半ニ至追々相乱れ候ニ付、漸ク乱手附之  
衆上之間江被通候処、源内殿甚■不機嫌之模様ニ候得共別段如在  
ハ不被申候

然ニ右之通今日於万行寺又相伴歟と被申候儀ハ、昨日光專寺ニテ  
役之節附衆も奉行衆同間ニ候処、源内殿方附扨ハ如何相心得候哉、  
無礼之面々御礼式之寺江■と同間ハ不相成との事ニテ、頭取濱地  
信八も被恐入、附役之面々被相示候由ニ候、依之今日吸物膳差出  
候処、又相伴歟と被申候趣ニ相聞候事



○宗旨帳壹冊於当寺は天明四申年方寺社方江相納候始り之来り候事  
 右ハ触状等ニ御触達も可有之歟ニ候へ共、左之旨書送有之候へハ  
 此年方寺社江も宗旨帳相納メ来候儀被相聞へ候事  
 但、此書付只壹枚反古中方見出候事  
 写

天明九年酉春三月御改無出入前年之通ニテ相濟候事

仕立様出入帳貳冊

宗旨帳貳冊

都合四冊

委細之事ハ寛政二年之出入、帳控ニ相印し置候事

仕立様例年之通人高目録共ニ帳面数四冊、是迄ハ出入帳貳冊、

宗旨帳壹冊、都合三冊ニ候へ共、去年寺社方方諸宗共ニ宗旨帳

面も納り候ニ付、万行寺江も右同様相納可申由申来候ニ付、去

ル申年方宗旨帳も相納来候、右ニ付帳面数四冊ニ相成候事

天明九年帳面之内、十月朔日正清坊守往生」文

○寺内帳古来方当寺ニ有之候事、享保二十一丙辰則元文元年之此帳  
 之内二月十四日之下ニ左之通

(やしま よしゆき…人間文化研究所 客員研究員)

博多萬行寺所藏「寺要録」翻刻（二）

八  
嶋  
義  
之

筑紫女学園大学  
人間文化研究所年報

第三十一号 二〇二〇年